

中期目標	中期計画	平成 21 事業年度計画	平成 21 事業年度業務実績
<p>第 2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 効率的な業務運営体制の確立 組織編成及び人員配置を実情に即して見直すとともに、業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立すること。</p>	<p>第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 効率的な業務運営体制の確立 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び人員配置を実情に即して見直すとともに、職員の努力及びその成果を適正に評価する人事評価制度を実施する。</p>	<p>第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 効率的な業務運営体制の確立 (1) 事務処理の迅速化を図り、組織編成及び人員配置を業務の質量に応じて見直すとともに、効率的かつ効果的に業務を遂行できるような体制の整備を行う。 (2) これまでの人事評価制度の実施状況等を検証し、同制度の適正な運用を図る。</p>	

	自己評価	【 評価項目 1 】	評価
評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)		
<p>【数値目標】 ○なし</p>	<p>【数値目標】 ○なし</p>		
<p>【評価の視点】 ○中期目標期間中に、組織編成及び人員配置を業務の実情に即して見直したか。 ○中期目標期間中に人事評価制度を創設し、実施したか。 ○組織編成及び人員配置の見直しや人事評価制度の実施等により、効率的な業務運営体制を確立したか。</p>	<p>【評価の視点】 ○中期目標期間中に、組織編成及び人員配置を業務の実情に即して見直したか。 ○中期目標期間中に人事評価制度を創設し、実施したか。 ○組織編成及び人員配置の見直しや人事評価制度の実施等により、効率的な業務運営体制を確立したか。</p>		

中期目標	中期計画	平成21事業年度計画	平成21事業年度業務実績
第2 業務運営の効率化に関する事項 2. 業務運営能力の向上 職員採用に当たっては、資質の高い人材を広く求めるとともに、職員の資質の向上を図るため、研修の充実、資格取得の奨励、他の関係機関との人事交流等に積極的に取り組むことにより、業務運営能力の向上を図ること。	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 2. 業務運営能力の向上 職員採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求めるとともに、職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。 また、幅広い職務を経験させるため、他の関係機関との人事交流に取り組むことにより、業務運営能力の向上を図る。	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 2. 業務運営能力の向上 (1) 職員採用に当たっては、運用経験者を採用するなど、資質の高い人材をより広く求める。 (2) 研修計画を策定し、職員の資質の向上を図るため、資金運用等の分野に係る専門的かつ実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。 (3) 職員の業務運営能力の向上を図る観点から、幅広い職務を経験させるため、他の関係機関との人事交流を行うための検討を行う。	

	自己評価	【評価項目2】	評価
評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)		
【数値目標】 ○なし	【数値目標】 ○なし		
【評価の視点】 ○運用経験者の採用など、資質の高い人材をより広く求める職員採用を行ったか。 ○資質の高い人材を確保できるような処遇・評価体制を導入したか。 ○職員の資質の向上を図るための研修計画を策定し、資金運用等の分野に係る専門的かつ実務的な研修を実施したか。 ○資金運用等の分野に係る資格の取得を支援するための措置をとったか。 ○資格を保有する職員数の増加など、研修や資格取得の支援や中途採用が成果をもたらしているか。 ○中期目標期間中に他の関係機関との人事交流に取り組んだか。	【評価の視点】 ○運用経験者の採用など、資質の高い人材をより広く求める職員採用を行ったか。 ○資質の高い人材を確保できるような処遇・評価体制を導入したか。 ○職員の資質の向上を図るための研修計画を策定し、資金運用等の分野に係る専門的かつ実務的な研修を実施したか。 ○資金運用等の分野に係る資格の取得を支援するための措置をとったか。 ○資格を保有する職員数の増加など、研修や資格取得の支援や中途採用が成果をもたらしているか。 ○中期目標期間中に他の関係機関との人事交流に取り組んだか。		

中期目標	中期計画	平成21事業年度計画	平成21事業年度業務実績
第2 業務運営の効率化に関する事項 3. 業務管理の充実 業務の遂行状況の組織的かつ定期的な管理及び自己評価等を適切に行うとともに、職員の意識改革を図り、法令遵守及び受託者責任の徹底を図る観点から、内部統制を含めた業務管理の充実を行うこと。	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 3. 業務管理の充実 中期計画及び年度計画の達成状況等を組織的かつ定期的に把握し、内部評価を実施することにより、業務の改善を図り、円滑な業務運営に資するよう努める。 また、職員の意識改革を図り、法令遵守及び受託者責任の徹底を図る観点から、内部統制を含めた業務管理の充実を行う。 さらに、外部監査を毎年度実施することに加え、内部監査の充実・強化を図る。	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 3. 業務管理の充実 (1) 中期計画及び年度計画の進捗・達成状況等については、四半期ごとに検証を行い、内部評価を実施することにより必要に応じて業務運営の改善を行うなど、円滑な業務運営に努めるとともに、その結果を職員一人一人に周知することにより、職員のさらなる意識改革を図り、法令遵守及び受託者責任の徹底を図る観点から、内部統制を含めた業務管理の充実を行う。 (2) 監事の監査のほか、公認会計士又は監査法人の監査は毎年度実施することに加え、内部監査の充実・強化を図る。	

	自己評価	【評価項目3】	評価
評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)		
【数値目標】 ○なし	【数値目標】 ○なし		
【評価の視点】 <input type="checkbox"/> 中期計画及び年度計画の進捗・達成状況等について、組織的かつ定期的に把握しているか。 <input type="checkbox"/> 内部評価を組織的かつ定期的に行っているか。 <input type="checkbox"/> 業務の遂行状況の組織的かつ定期的な管理及び自己評価の実施が業務改善や円滑化に反映されているか。	【評価の視点】 <input type="checkbox"/> 中期計画及び年度計画の進捗・達成状況等について、組織的かつ定期的に把握しているか。 <input type="checkbox"/> 内部評価を組織的かつ定期的に行っているか。 <input type="checkbox"/> 業務の遂行状況の組織的かつ定期的な管理及び自己評価の実施が業務改善や円滑化に反映されているか。 <input type="checkbox"/> 業務改善の取組を適切に講じているか。(別添3、①) ※業務改善の取組：国民からの苦情・指摘についての分析・対応、国民が懸念を抱くことのない開かれた法人運営、目安箱等職員からの提案を受け付けるための仕組みの構築、改善に取り組む職員を人事上評価しているか等		

<p>○内部統制を含めた業務管理の充実のための措置をとり、職員の意識改革を図ったか。</p> <p>○監事による監査を毎年度実施したか。</p> <p>○公認会計士又は監査法人による外部監査を毎年度実施したか。</p> <p>○法令遵守及び受託者責任の徹底を含め、内部監査の充実・強化を図ったか。</p>	<p>○国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。(別添3、②)</p> <p>○内部統制を含めた業務管理の充実のための措置をとり、職員の意識改革を図ったか。</p> <p>○法令遵守及び受託者責任の徹底を含め、内部監査の充実・強化を図ったか。</p>	
--	--	--

中期目標	中期計画	平成21事業年度計画	平成21事業年度業務実績
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>4. 事務の効率的な処理</p> <p>(1) 運用資産の管理等に関するシステムの整備を行うこと等により、厚生年金保険及び国民年金における積立金(以下「年金積立金」という。)の管理及び運用を適切かつ効率的に行うこと。</p> <p>(2) 業務及びシステムの最適化を図るため、業務・システムの監査及び刷新可能性調査を踏まえ、平成19年度までに業務及びシステムに関する最適化計画の策定及び公表を行い、その後速やかに当該計画を実施すること。</p> <p>(3) 電子化・ペーパーレス化等により、事務の効率的かつ迅速な処理を推進すること。</p> <p>(注) 年金積立金には、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号)附則第8条の規定に基づき管理及び運用を行う資産を含む。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>4. 事務の効率的な処理</p> <p>(1) 運用資産の管理等に関するシステムの整備を行うこと等により、厚生年金保険及び国民年金における積立金(以下「年金積立金」という。)の管理及び運用を適切かつ効率的に行う。</p> <p>(2) システム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコストの削減、業務運営の合理化及びシステム調達における透明性の確保等を図る。このため、業務・システムの監査及び刷新可能性調査を踏まえ、平成19年度までに業務及びシステムに関する最適化計画の策定及び公表を行い、その後速やかに当該計画を実施する。</p> <p>(3) 事務処理の電子化・ペーパーレス化を行い、事務の効率的かつ迅速な処理を推進する。</p> <p>(注) 年金積立金には、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号)附則第8条の規定に基づき管理及び運用を行う資産を含む。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>4. 事務の効率的な処理</p> <p>(1) 運用資産の管理等に関するシステムの整備を行うこと等により、厚生年金保険及び国民年金における積立金(以下「年金積立金」という。)の管理及び運用を適切かつ効率的に行う。</p> <p>(2) 業務・システムの最適化計画に基づき、次期システムの開発・テスト等を進め、当該計画を実施する。</p> <p>(3) 管理運用法人 LAN を有効に利用し、各種文書の電子化・ペーパーレス化を図り、事務処理の迅速化・効率化を行う。</p> <p>(注) 年金積立金には、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号)附則第8条の規定に基づき管理及び運用を行う資産を含む。</p>	

	自己評定	【 評価項目 4 】	評定
評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)		
【数値目標】 ○なし	【数値目標】 ○なし		
<p>【評価の視点】</p> <p>○中期目標期間中に運用資産の管理等に関するシステムの整備等を行い、厚生年金保険及び国民年金における積立金（以下「年金積立金」という。）の管理及び運用を適切かつ効率的に行ったか。</p> <p>○システム構成及び調達方式の見直しを行い、システムコストの削減、業務運営の合理化、システム調達における透明性の確保等を図ったか。</p> <p>○業務・システムの監査及び刷新可能性調査を踏まえ、平成19年度までに、業務及びシステムに関する最適化計画を策定・公表し、その後速やかにその計画を実施したか。</p> <p>○事務処理の電子化・ペーパーレス化を行い、事務の効率的かつ迅速な処理を推進したか。</p>	<p>【評価の視点】</p> <p>○中期目標期間中に運用資産の管理等に関するシステムの整備等を行い、厚生年金保険及び国民年金における積立金（以下「年金積立金」という。）の管理及び運用を適切かつ効率的に行ったか。</p> <p>○システム構成及び調達方式の見直しを行い、システムコストの削減、業務運営の合理化、システム調達における透明性の確保等を図ったか。</p> <p>○業務・システムの監査及び刷新可能性調査を踏まえ、平成19年度までに、業務及びシステムに関する最適化計画を策定・公表し、その後速やかにその計画を実施したか。</p> <p>○事務処理の電子化・ペーパーレス化を行い、事務の効率的かつ迅速な処理を推進したか。</p>		

中期目標	中期計画	平成21事業年度計画	平成21事業年度業務実績
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>5. 業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費（独立行政法人移行経費、退職手当、事務所移転経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成17年度）における資金運用業務に係る当該経費と比べて12%以上節減すること。 このうち人件費については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間に於いて、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。これを 実現するため、中期目標期間の最終年度までの間においても、必要な取組を行うこと。 併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>5. 業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費（独立行政法人移行経費、退職手当、事務所移転経費を除く。）については、効率的な執行に努め、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成17年度）における資金運用業務に係る当該経費と比べて12%以上の節減を行う。 このうち人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。）については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間に於いて5%以上の削減を行う。これを 実現するため、中期目標期間の最終年度までの間において、平成17年度を基準として4%以上の削減を行う。 併せて、国家公務員の給与構造改革を</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>5. 業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費（独立行政法人移行経費、退職手当、事務所移転経費を除く。）については、効率的な執行に努め、平成17年度における資金運用業務に係る当該経費と比べて12%以上の節減を行う。 このうち人件費については、「行政改革の重要方針」を踏まえ、平成17年度を基準として4%以上の削減を行う。 また、業務経費（システム開発費、管理運用委託手数料を除く。）については、平成17年度における資金運用業務に係る当該経費と比べて4%以上の節減を行う。 なお、管理運用委託手数料については、運用受託機関の選定を行う際に</p>	

<p>また、業務経費（システム開発費、管理運用委託手数料を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成17年度）における資金運用業務に係る当該経費と比べて4%以上節減すること。</p> <p>なお、管理運用委託手数料については、運用手法に応じ、効率的かつ合理的な水準とすること。</p>	<p>踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。</p> <p>また、業務経費（システム開発費、管理運用委託手数料を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成17年度）における資金運用業務に係る当該経費と比べて4%以上の節減を行う。</p> <p>なお、管理運用委託手数料については、運用手法に応じ、効率的かつ合理的な水準を実現する。</p>	<p>は、運用手法等に応じた効率的かつ合理的な水準を実現する。</p>	
--	--	-------------------------------------	--

	自己評定	【 評価項目 5 】	評定	
<p align="center">評価の視点等(現行)</p>	<p align="center">評価の視点等(案)</p>			
<p>【数値目標】</p> <p>○一般管理費（独立行政法人移行経費、退職手当、事務所移転経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成17年度）における資金運用業務に係る当該経費と比べて12%以上節減すること。</p> <p>○このうち人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。）については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間に5%以上の削減を行う。これを実現するため、中期目標期間の最終年度までの間において、平成17年度を基準として4%以上の削減を行う。</p> <p>○業務経費（システム開発費、管理運用委託手数料を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成17年度）における資金運用業務に係る当該経費と比べて4%以上節減すること。</p>	<p>【数値目標】</p> <p>○一般管理費（独立行政法人移行経費、退職手当、事務所移転経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成17年度）における資金運用業務に係る当該経費と比べて12%以上節減すること。</p> <p>○一般管理費のうち人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。）については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間に5%以上の削減を行う。これを実現するため、中期目標期間の最終年度までの間において、平成17年度を基準として4%以上の削減を行う。</p> <p>○業務経費（システム開発費、管理運用委託手数料を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成17年度）における資金運用業務に係る当該経費と比べて4%以上節減すること。</p>			
<p>【評価の視点】</p> <p>○一般管理費について、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成17年度）における資金運用業務に係る当該経費と比べて12%以上削減したか。</p> <p>○一般管理費のうち人件費について、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間に5%以上の削減を行うため、中期目標の最終年度までの間において、平成17年度を基準として4%以上の削減を行ったか。</p> <p>○国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進めたか。</p>	<p>【評価の視点】</p> <p>○一般管理費について、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成17年度）における資金運用業務に係る当該経費と比べて12%以上削減したか。</p> <p>○一般管理費のうち人件費について、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間に5%以上の削減を行うため、中期目標の最終年度までの間において、平成17年度を基準として4%以上の削減を行ったか。</p> <p>○国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進めたか。</p>			

<p>○業務経費について、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成17年度）における資金運用業務に係る当該経費と比べて4%以上節減したか。</p> <p>○管理運用委託手数料について、対象資産、パッシブ運用又はアクティブ運用等の運用手法に応じ、効率的かつ合理的な水準を実現したか。</p> <p>○随意契約により実施している業務について、国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計2017号）等を踏まえ、一般競争入札の範囲の拡大、契約の見直し、契約に係る情報公開等についての取組みを進めているか。</p>	<p>○給与水準が適正に設定されているか(特に、給与水準が対国家公務員指数100を上回る場合にはその適切性を厳格に検証し、給与水準を設定しているか)。(別添1、①)</p> <p>○総人件費改革は進んでいるか。(別添1、②)</p> <p>○国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。(別添1、③)</p> <p>○法定外福利費の支出は、適切であるか。(別添1、④)</p> <p>○事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。(別添2、①)</p> <p>○業務経費について、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成17年度）における資金運用業務に係る当該経費と比べて4%以上節減したか。</p> <p>○管理運用委託手数料について、対象資産、パッシブ運用又はアクティブ運用等の運用手法に応じ、効率的かつ合理的な水準を実現したか。</p> <p>○契約の締結に当たって、透明性・競争性等が確保されているか。(別添2、②)</p> <p>○契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか(その後のフォローアップを含む)。また、「随意契約等見直し計画」が計画どおり進んでいるか。(別添2、③)</p> <p>○随意契約により実施している業務について、国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計2017号）等を踏まえ、一般競争入札の範囲の拡大、契約の見直し、契約に係る情報公開等についての取組みを進めているか。</p> <p>○関連公益法人との関係について、透明性確保に向けた見直しを図っているか。(別添3、③)</p> <p>※ 独立行政法人会計基準上の関連公益法人に限らず、すでに批判をされていたり、国民から疑念を抱かれる可能性のある業務委託等について、①当該業務委託等の必要性、②独立行政法人自ら行わず他者に行わせる必要性、③①及び②の必要があるとして、他者との契約についてその競争性を高める方策等を検討し、見直しを図っているか等</p>	
---	--	--

中期目標	中期計画	平成21事業年度計画	平成21事業年度業務実績
第3 業務の質の向上に関する事項 1. 受託者責任の徹底 年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、年金積立金の運用に関わるすべての者について、受託者責任（慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守）を徹底すること。	第2 業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 受託者責任の徹底 年金積立金の管理及び運用に当たっては、責任体制の明確化を図るとともに、受託者責任（慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守）を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び第8の1の（6）に定める管理運用方針の遵守の徹底、制裁規程の制定及び周知並びに役職員への研修の実施等を行う。また、運用受託機関等に対して、関係法令等の遵守を徹底するよう求める。	第2 業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 受託者責任の徹底 年金積立金の管理及び運用に当たっては、責任体制の明確化を図るとともに、受託者責任（慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守）を踏まえ、関係法令及び中期計画第8の1の（6）に定める管理運用方針の遵守の徹底、制裁規程等の周知及び役職員への研修の実施等を行う。また、運用受託機関等に対して、関係法令等の遵守を徹底するよう求める。	

	自己評定	【評価項目6】	評定
評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)		
【数値目標】 ○なし	【数値目標】 ○なし		
【評価の視点】 ○年金積立金の管理及び運用に当たり、責任体制の明確化が図られているか。 ○受託者責任を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び管理運用方針の遵守の徹底、制裁規程の制定及び周知並びに役職員への研修の実施等を行ったか。 ○運用受託機関等に対し、契約等において、受託者責任（慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守）を踏まえ、関係法令等の遵守を徹底するよう求めたか。	【評価の視点】 ○年金積立金の管理及び運用に当たり、責任体制の明確化が図られているか。 ○受託者責任を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び管理運用方針の遵守の徹底、制裁規程の制定及び周知並びに役職員への研修の実施等を行ったか。 ○運用受託機関等に対し、契約等において、受託者責任（慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守）を踏まえ、関係法令等の遵守を徹底するよう求めたか。		

中期目標	中期計画	平成21事業年度計画	平成21事業年度業務実績
第3 業務の質の向上に関する事項	<p>第2 業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2. 専門性の向上 職員の採用に際して、運用経験者を採用するなど、資質の高い人材の確保を図る。また、内外の経済動向を積極的に把握するとともに、先進的な事例等に関する情報収集に努める。さらに、管理運用手法の高度化等を進める観点からの調査研究を実施する。</p>	<p>第2 業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2. 専門性の向上 (1) 職員の採用に際して、運用経験者を採用するなど、資質の高い人材の確保を図る。 (2) 内外の経済動向の把握や、管理運用手法の高度化等を進める観点からの調査研究を、専門調査機関も活用して積極的に行う。 (3) 専門調査機関等が主催するセミナーや研修などに参加して内外の情報収集や意見交換を積極的に行う。</p>	

	自己評定	【評価項目7】	評定
評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)		
<p>【数値目標】 ○なし</p>	<p>【数値目標】 ○なし</p>		
<p>【評価の視点】 ○運用経験者の採用など、資質の高い人材の確保を図ったか。(再掲) ○資質の高い人材を確保できるような処遇・評価体制を導入したか。(再掲) ○内外の経済動向を積極的に把握するとともに、先進的な事例等に関する情報収集に努めたか。 ○管理運用手法の高度化等を進める観点からの調査研究を実施したか。</p>	<p>【評価の視点】 ○運用経験者の採用など、資質の高い人材の確保を図ったか。(再掲) ○資質の高い人材を確保できるような処遇・評価体制を導入したか。(再掲) ○内外の経済動向を積極的に把握するとともに、先進的な事例等に関する情報収集に努めたか。 ○管理運用手法の高度化等を進める観点からの調査研究を実施したか。</p>		

中期目標	中期計画	平成21事業年度計画	平成21事業年度業務実績
第3 業務の質の向上に関する事項 2. 情報公開の徹底 年金積立金の管理及び運用の方針並びに運用結果等について、十分な情報公開を行い、年金積立金の管理及び運用に関する国民の理解と協力を得るよう努めること。	第2 業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3. 情報公開 年金積立金の管理及び運用に関して、国民のより一層の理解と協力を得るよう、運用の趣旨や仕組みをホームページに掲載するとともに、各年度の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況、運用資産ごとの状況及び各運用受託機関等の状況を含む。）等について、毎年1回（各四半期の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況及び運用資産ごとの状況を含む。）等については四半期ごとに）ホームページ等を活用して迅速な情報公開を行う。 なお、情報公開に当たっては、市場への影響に留意するものとする。	第2 業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3. 情報公開 年金積立金の管理及び運用に関して、国民のより一層の理解と協力を得るため、ホームページ等を活用し、以下の情報公開を積極的に行い、事業の公正かつ透明な実施を確保する。 なお、情報公開に当たっては、市場への影響に留意するものとする。 (1) 基本ポートフォリオ等の管理及び運用の趣旨や仕組みをホームページ等で説明する。 (2) 管理運用に関する基本的な方針・遵守事項等を規定した管理運用方針をホームページにより公開する。 (3) 各年度の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況、運用資産ごとの状況及び各運用受託機関の状況を含む。）については7月に、四半期の運用状況については9月、12月及び3月にホームページ等により情報を公開する。 (4) 監事及び監査法人の監査の結果等については、年1回ホームページで情報を公開する。	

	自己評定		【評価項目8】	評定	A	
	評価の視点等(現行)		評価の視点等(案)			
	【数値目標】 ○なし		【数値目標】 ○なし			

<p>【評価の視点】</p> <p>○基本ポートフォリオの考え方や具体的な運用体制など管理運用の仕組みを理解しやすく情報公開しているか。</p> <p>○各年度・各四半期の管理及び運用実績の状況等について、迅速な情報公開を行ったか。</p> <p>○情報公開の際、市場への影響に留意しているか。</p>	<p>【評価の視点】</p> <p>○基本ポートフォリオの考え方や具体的な運用体制など管理運用の仕組みを理解しやすく情報公開しているか。</p> <p>○各年度・各四半期の管理及び運用実績の状況等について、迅速な情報公開を行ったか。</p> <p>○情報公開の際、市場への影響に留意しているか。</p>	
---	---	--

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 21 事 業 年 度 計 画	平 成 21 事 業 年 度 業 務 実 績
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p> <p>「第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行う。</p> <p>第4 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1. 予算 別表1のとおり</p> <p>2. 収支計画 別表2のとおり</p> <p>3. 資金計画 別表3のとおり</p> <p>第5 短期借入金の限度額</p> <p>短期借入金の計画なし</p> <p>第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>なし</p> <p>第7 剰余金の使途</p> <p>なし</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p> <p>「第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した平成21年度の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行う。</p> <p>第4 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1. 予算 別表1のとおり</p> <p>2. 収支計画 別表2のとおり</p> <p>3. 資金計画 別表3のとおり</p> <p>第5 短期借入金の限度額</p> <p>短期借入金の計画なし</p> <p>第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>なし</p> <p>第7 剰余金の使途</p> <p>なし</p>	

	自己評定	【 評価項目 9 】	評定
評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)		
【数値目標】 ○なし	【数値目標】 ○なし		
【評価の視点】 ○「第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した各年度の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行ったか。 ○上記のほか、予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的に説明できるものであるか。	【評価の視点】 ○「第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した各年度の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行ったか。 ○上記のほか、予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的に説明できるものであるか。		

中期目標	中期計画	平成21事業年度計画	平成21事業年度業務実績
第5 その他業務運営に関する重要事項 1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 (1) 運用の基本的考え方 年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行うこと。	第8 その他業務運営に関する重要事項 1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 (1) 運用の基本的考え方 年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。 このため、分散投資を基本として、長期的に維持すべき資産構成割合(以下「基本ポートフォリオ」という。)を策定し、年金積立金の運用を行う。	第8 その他業務運営に関する重要事項 1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 (1) 運用の基本的考え方 年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。 このため、分散投資を基本として、長期的に維持すべき資産構成割合(以下「基本ポートフォリオ」という。)に基づき、年金積立金の運用を行う。	

<p>(2) 運用の目標</p> <p>①実質的な運用収益の確保 年金財政は、実質的な運用利回り（賃金上昇率を上回る運用利回り）が確保される限り基本的には影響を受けないことから、年金財政上の諸前提（別添）における実質的な運用利回りを確保するよう、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「ポートフォリオ」という。）を定め、これに基づき管理を行うこと。</p> <p>②市場平均収益率の確保 各年度において、各資産ごとに、各々のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保すること。 ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等の条件を満たす適切な市場指標を用いること。</p> <p>(3) 年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 年金積立金については、分散投資による運用管理とともに、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を行うこと。</p>	<p>(2) 運用の目標 年金財政上の諸前提（別添）における実質的な運用利回りを長期的に確保するよう、基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。 また、運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。 ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等の条件を満たす適切な市場指標を用いる。</p> <p>(3) 年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。</p>	<p>(2) 運用の目標 ① 基本ポートフォリオに基づきリバランスを行い、これを適切に管理する。</p> <p>② 運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、平成21年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努める。</p> <p>(3) 年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。</p>	
---	--	---	--

	自己評定	【 評価項目 10 】	評定
評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)		
<p>【数値目標】</p> <p>○なし</p>	<p>【数値目標】</p> <p>○各年度において、各資産ごとのベンチマーク収益率が確保されるよう努める。</p>		
<p>【評価の視点】</p> <p>○基本ポートフォリオは実質的な運用利回りを長期的に確保するよう定められているか。[2.(1)において評価]</p> <p>○ポートフォリオ管理は適切に行われているか。[3.(1)において評価]</p> <p>○運用受託機関の選定、管理及び評価は適切に行われているか。特に、アクティブ運用については、投資方針、銘柄選択の方法等の運用手法及び運用体制について、必要な評価指標を設け、定性評価が適切に行われているか。</p> <p>○中期目標期間において各資産ごとのベンチマーク収益率が確保されているか。</p> <p>○各年度において、各資産ごとのベンチマーク収益率が確保されるよう努めているか。また、各年度における各資産の収益率とベンチマーク収益率が乖離した場合には、当該乖離についての分析が行われ、必要な対応がとられているか。</p> <p>○ベンチマークについては、市場を反映した構成であること等の条件を満たす適切な市場指標を設定しているか。</p> <p>○各資産のベンチマークとは異なるベンチマークを各運用受託機関に設定する場合は、当該個々の運用受託機関の運用行動が各資産・資産全体のリスクに与える影響について配慮した上でリスクを適切に管理しているか。</p> <p>○年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理が適切に行われているか。[3.(1)において評価]</p>	<p>【評価の視点】</p> <p>○基本ポートフォリオは実質的な運用利回りを長期的に確保するよう定められているか。[2.(1)において評価]</p> <p>○ポートフォリオ管理は適切に行われているか。[3.(1)において評価]</p> <p>○運用受託機関の選定、管理及び評価は適切に行われているか。特に、アクティブ運用については、投資方針、銘柄選択の方法等の運用手法及び運用体制について、必要な評価指標を設け、定性評価が適切に行われているか。</p> <p>○中期目標期間において各資産ごとのベンチマーク収益率が確保されているか。</p> <p>○各年度において、各資産ごとのベンチマーク収益率が確保されるよう努めているか。また、各年度における各資産の収益率とベンチマーク収益率が乖離した場合には、当該乖離についての分析が行われ、必要な対応がとられているか。</p> <p>○ベンチマークについては、市場を反映した構成であること等の条件を満たす適切な市場指標を設定しているか。</p> <p>○各資産のベンチマークとは異なるベンチマークを各運用受託機関に設定する場合は、当該個々の運用受託機関の運用行動が各資産・資産全体のリスクに与える影響について配慮した上でリスクを適切に管理しているか。</p> <p>○年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理が適切に行われているか。[3.(1)において評価]</p>		

中期目標	中期計画	平成21事業年度計画	平成21事業年度業務実績
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</p> <p>(4) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮 年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮するとともに、市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないよう配慮すること。 また、民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう配慮すること。</p>	<p>第8 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</p> <p>(4) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮 年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮するとともに、市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないよう配慮する。 また、民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう配慮する。 このため、運用受託機関ごと（自家運用を含む。）に同一企業発行有価証券の保有について制限を設ける。</p>	<p>第8 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</p> <p>(4) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮 年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮するとともに、市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないよう配慮する。 また、同一企業発行有価証券の保有状況について制限を設け、月1回運用受託機関からの月末の運用状況の報告書に併せて、遵守状況を確認する。</p>	

	自己評定	【評価項目11】	評定
評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)		
<p>【数値目標】</p> <p>○なし</p>	<p>【数値目標】</p> <p>○なし</p>		
<p>【評価の視点】</p> <p>○運用受託機関への資金配分、年金特別会計への資金の納付、リバランスのための資産の売却等による資金移動に際し、市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないような配慮が適切になされているか。</p> <p>○民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう、適切に配慮されているか。</p> <p>○運用受託機関（自家運用を含む。）に同一企業発行有価証券の保有について、適切な制限を設け、保有状況の確認が行われているか。</p>	<p>【評価の視点】</p> <p>○運用受託機関への資金配分、年金特別会計への資金の納付、リバランスのための資産の売却等による資金移動に際し、市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないような配慮が適切になされているか。</p> <p>○民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう、適切に配慮されているか。</p> <p>○運用受託機関（自家運用を含む。）に同一企業発行有価証券の保有について、適切な制限を設け、保有状況の確認が行われているか。</p>		

中期目標	中期計画	平成21事業年度計画	平成21事業年度業務実績
第5 その他業務運営に関する重要事項 1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 (5) 年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性(現金等)を確保すること。	第8 その他業務運営に関する重要事項 1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 (5) 年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性(現金等)を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。	第8 その他業務運営に関する重要事項 1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 (5) 年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収益状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性(現金等)を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。	

自己評価	【評価項目12】	評価
評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)	
【数値目標】 ○なし	【数値目標】 ○なし	
【評価の視点】 ○年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性(現金等)が確保されているか。また、その際、運用の効率性をできる限り損なわないように配慮しているか。	【評価の視点】 ○年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性(現金等)が確保されているか。また、その際、運用の効率性をできる限り損なわないように配慮しているか。	

中期目標	中期計画	平成21事業年度計画	平成21事業年度業務実績
第5 その他業務運営に関する重要事項 1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 (6) 管理及び運用に関する具体的な方針の策定 年金積立金の管理及び運用について、具体的な方針を策定すること。	第8 その他業務運営に関する重要事項 1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 (6) 管理及び運用に関する具体的な方針の策定及び定期的見直し 年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を定めた管理運用方針を策定し、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。	第8 その他業務運営に関する重要事項 1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 (6) 管理及び運用に関する具体的な方針の策定及び定期的見直し 年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を定めた管理運用方針を公表するとともに、平成21年度中に少なくとも1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。	

	自己評定	【 評価項目 1 3 】	評定
評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)		
【数値目標】 ○なし	【数値目標】 ○なし		
【評価の視点】 ○管理運用方針を策定し、公表を行ったか。 ○管理運用方針について、少なくとも毎年1回検討を加え、必要に応じて見直しを行ったか。	【評価の視点】 ○管理運用方針を策定し、公表を行ったか。 ○管理運用方針について、少なくとも毎年1回検討を加え、必要に応じて見直しを行ったか。		

中期目標	中期計画	平成21事業年度計画	平成21事業年度業務実績										
<p>2. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項</p> <p>(1) ポートフォリオの策定</p> <p>ポートフォリオは、年金財政上の諸前提(別添)と整合的なものとなるように策定することとし、その際、以下の点に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金財政上の諸前提における実質的な運用利回りを確保するような資産構成とすること。 年金財政の安定化の観点から、変動リスクを一定範囲に抑える資産構成とすること。その際、株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。 <p>なお、財投債の引受けが平成19年度まで、財政融資資金に預託された年金積立金の償還が平成20年度まで継続することを踏まえて、年金積立金全体についてのポートフォリオを策定すること。</p>	<p>2. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項</p> <p>(1) 基本ポートフォリオの基本的考え方</p> <p>基本ポートフォリオは、年金財政上の諸前提(別添)と整合的なものとなるように策定することとする。</p> <p>その際、年金財政上の諸前提における実質的な運用利回りを確保するような資産構成とし、年金財政の安定化の観点から変動リスクを一定範囲に抑える。</p> <p>併せて、株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制する。</p> <p>(2) 基本ポートフォリオ</p> <p>基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産とする。</p> <p>財政融資資金に預託された年金積立金が全額償還される平成20年度に実現することを目標として、基本ポートフォリオを次のとおり定める。ま</p>	<p>2. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項</p> <p>(1) 基本ポートフォリオ</p> <p>中期計画において定めた次の基本ポートフォリオに基づき、年金積立金の運用を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>国内債券</td> <td>国内株式</td> <td>外国債券</td> <td>外国株式</td> <td>短期資産</td> </tr> <tr> <td>67%</td> <td>11%</td> <td>8%</td> <td>9%</td> <td>5%</td> </tr> </table>	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産	67%	11%	8%	9%	5%	
国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産									
67%	11%	8%	9%	5%									

た、各資産に固有の収益率の変動の大きさ、基本ポートフォリオにおける組入比率の大きさ、取引コスト等を総合的に勘案し、乖離許容幅を次のとおり設定する。

国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産
67%	11%	8%	9%	5%

(目標収益率 3.37%、リスク (標準偏差) 5.55%)

(%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
乖離許容幅	±8	±6	±5	±5
資産の変動幅	59 ~ 67 ~ 75	5 ~ 11 ~ 17	3 ~ 8 ~ 13	4 ~ 9 ~ 14

(3) 移行ポートフォリオ

基本ポートフォリオを実現することを目標としている平成20年度までの間を移行期間とし、移行期間における各年度のポートフォリオ（以下「移行ポートフォリオ」という。）を策定及び管理することにより、市場への影響に配慮しつつ円滑に基本ポートフォリオの割合に移行させる。各年度の移行ポートフォリオは、前年度末（平成18年度の移行ポートフォリオについては、年金積立金管理運用独立行政法人設立時）に策定する。

移行ポートフォリオは、当該年度を通じて、各資産ごとに、前年度末（平成18年度の移行ポートフォリオについては、特殊法人時の最終年度末（平成17年度末））の資産構成割合の値と当該年度の移行ポートフォリオの資産構成割合の値を結ぶ線に沿うように、乖離許容幅の下で、均等な割合で増加又は減少させることにより、当該年度末に達成されるべきものとする。

(%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
乖離許容幅	±8	±6	±5	±5
資産の変動幅	59 ~ 67 ~ 75	5 ~ 11 ~ 17	3 ~ 8 ~ 13	4 ~ 9 ~ 14

	自己評価	【 評価項目 1 4 】	評価
評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)		
【数値目標】 ○なし	【数値目標】 ○なし		
【評価の視点】 ○基本ポートフォリオは、以下の点に留意しつつ、年金財政上の諸前提と整合的なものとなるように適切に策定されているか。 <ul style="list-style-type: none"> 年金財政上の諸前提における実質的な運用利回りを確保するような資産構成となっているか。 年金財政の安定化の視点から変動リスクを一定範囲に抑える資産構成となっているか。 株式のリターン・リスクについて、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制するものとなっているか。 ○基本ポートフォリオを適切に維持、管理するためのリバランス方針が策定され、適切に運用されているか。(財政融資資金に預託された年金積立金が全額償還される平成20年度末以降について評価) ○移行ポートフォリオを適切に策定しているか。その際、個々の資産のリスクの動向や、新規寄託金の発生見込みなどにも配慮し、必要な措置について検討がなされているか。	【評価の視点】 ○基本ポートフォリオは、以下の点に留意しつつ、年金財政上の諸前提と整合的なものとなるように適切に策定されているか。 <ul style="list-style-type: none"> 年金財政上の諸前提における実質的な運用利回りを確保するような資産構成となっているか。 年金財政の安定化の視点から変動リスクを一定範囲に抑える資産構成となっているか。 株式のリターン・リスクについて、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制するものとなっているか。 ○基本ポートフォリオを適切に維持、管理するためのリバランス方針が策定され、適切に運用されているか。(財政融資資金に預託された年金積立金が全額償還される平成20年度末以降について評価)		

中期目標	中期計画	平成21事業年度計画	平成21事業年度業務実績
2. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項 (2) ポートフォリオの見直し ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を行い、必要に応じて随時見直すこと。	2. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項 (4) 基本ポートフォリオの見直し 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を毎年1回行うとともに、必要に応じて随時見直す。	2. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項 (2) 基本ポートフォリオの見直し 厚生労働省における年金財政上の諸前提の見直しを踏まえて、次期基本ポートフォリオ案の策定を行う。 この策定をもって、平成21年度における中期計画第8の2.(4)に基づく検証とする。	

	自己評定		【 評価項目 15 】	評定	
評価の視点等(現行)		評価の視点等(案)			
【数値目標】 ○なし		【数値目標】 ○なし			
【評価の視点】 ○基本ポートフォリオの検証が適切な分析方法によって、毎年1回行われ、かつ、必要に応じて随時見直しが行われているか。		【評価の視点】 ○基本ポートフォリオの検証が適切な分析方法によって、毎年1回行われ、かつ、必要に応じて随時見直しが行われているか。			

中期目標	中期計画	平成21事業年度計画	平成21事業年度業務実績
<p>3. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項</p> <p>(1) リスク管理の徹底</p> <p>ポートフォリオ管理を適切に行うとともに、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関のリスク管理を行うこと。</p>	<p>3. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項</p> <p>(1) 基本ポートフォリオ又は移行ポートフォリオの管理その他のリスク管理</p> <p>基本ポートフォリオ又は移行ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオ又は移行ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。</p> <p>厚生労働大臣から寄託された年金積立金について、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関並びに自家運用について、以下の方法によりリスク管理を行う。</p> <p>・資産全体 資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について分析及び評価を行うとともに、必要な措置を講じる。</p> <p>・各資産 市場リスク、流動性リスク、信用</p>	<p>3. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項</p> <p>(1) 基本ポートフォリオの管理その他のリスク管理</p> <p>① 基本ポートフォリオを適切に管理するため、年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。</p> <p>② 資産全体（年金積立金から財投債及び短期預託を除いたものをいう。以下同じ。）及び各資産のリスク管理状況を取りまとめて、少なくとも月1回、リスク管理状況を把握し、点検する。</p> <p>各運用受託機関及び各資産管理機関からの月末の資金管理及び運用状況の報告に基づき、月1回各運用受託機関及び各資産管理機関並びに自家運用のリスク状況について分析を行う。</p> <p>・資産全体 資産全体のリスクを毎月把握し、リスク負担の程度について分析及び評価を行うとともに、問題がある場合には適切な措置を講じる。</p> <p>・各資産 各資産における管理すべき市場</p>	

	<p>リスク等を管理する。また、金融・資本市場のグローバル化、緊密化の進展を踏まえ、ソブリン・リスク(外国政府の債務に投資するリスク)についても注視する。</p> <p>・各運用受託機関 運用受託機関に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示し、各社の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理する。 また、運用受託機関の信用リスクを管理するほか、運用体制の変更等に注意する。</p> <p>・自家運用 運用ガイドラインを定め、運用状況及びリスク負担の状況を確認し、適切に管理する。</p>	<p>リスク、流動性リスク、信用リスク等を把握し、適切に管理する。また、ソブリンリスクについても注視する。</p> <p>・各運用受託機関及び各資産管理機関 「第8の3の(3)運用受託機関及び資産管理機関の管理」に基づき、各社の運用状況及びリスク負担を把握し、適切に管理する。</p> <p>・自家運用 自家運用に係る運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを定め、随時遵守状況を適切に管理する。</p>	
--	--	--	--

	自己評定	【 評価項目 16 】	評定	
評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)			
<p>【数値目標】 ○なし</p>	<p>【数値目標】 ○なし</p>			
<p>【評価の視点】 ○資産全体の資産構成割合とポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握し、必要な措置を講じているか。移行ポートフォリオについては、各年度末において、各資産の構成割合が乖離許容幅の中に収まっているか。</p> <p>○基本ポートフォリオ移行後、毎年度、各資産の収益率とベンチマーク収益率、資産全体の収益率と複合ベンチマーク収益率を比較し、その乖離要因を分析し、必要な措置が講じられているか。</p> <p>○移行ポートフォリオ策定中の各年度における市場運用部分の各資産の収益率とベンチマーク収益率、市場運用部分の資産全体の収益率と複合ベンチマーク収益率を比較し、その乖離要因を分析し、必要な措置が講じられているか</p>	<p>【評価の視点】 ○資産全体の資産構成割合とポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握し、必要な措置を講じているか。</p> <p>○基本ポートフォリオ移行後、毎年度、各資産の収益率とベンチマーク収益率、資産全体の収益率と複合ベンチマーク収益率を比較し、その乖離要因を分析し、必要な措置が講じられているか。</p>			

<p>○資産全体のリスクの確認、分析及び評価を適切な体制及び方法により行っているか。また、問題がある場合、必要な措置を講じたか。</p> <p>○各資産ごとに管理すべきリスクを明確にし、定期的に確認し、問題がある場合、必要な措置をとっているか。</p> <p>○運用受託機関に対し、運用ガイドラインを示しているか。運用スタイルの異なる運用受託機関を適切に組み合わせるとともに、各運用受託機関に期待する運用スタイルに対応した適切なベンチマークを示しているか。また、各社の運用状況及びリスク負担の状況について、定期的に把握・分析し、問題がある場合、必要な措置をとったか。</p> <p>○運用と併せて資産管理を行う運用受託機関の信用リスクを管理しているか。</p> <p>○資産管理機関に対し、資産管理ガイドラインを示しているか。また、各社の資産管理状況を把握し、問題がある場合、必要な措置をとったか。</p> <p>○資産管理機関の信用リスクを管理しているか。また、資産管理体制の変更について、注意しているか。</p> <p>○自家運用において、運用ガイドラインを定めているか。また、運用状況及びリスク負担の状況について、定期的に確認し、問題がある場合、必要な対応を行ったか。</p>	<p>○資産全体のリスクの確認、分析及び評価を適切な体制及び方法により行っているか。また、問題がある場合、必要な措置を講じたか。</p> <p>○各資産ごとに管理すべきリスクを明確にし、定期的に確認し、問題がある場合、必要な措置をとっているか。</p> <p>○運用受託機関に対し、運用ガイドラインを示しているか。運用スタイルの異なる運用受託機関を適切に組み合わせるとともに、各運用受託機関に期待する運用スタイルに対応した適切なベンチマークを示しているか。また、各社の運用状況及びリスク負担の状況について、定期的に把握・分析し、問題がある場合、必要な措置をとったか。</p> <p>○運用と併せて資産管理を行う運用受託機関の信用リスクを管理しているか。</p> <p>○資産管理機関に対し、資産管理ガイドラインを示しているか。また、各社の資産管理状況を把握し、問題がある場合、必要な措置をとったか。</p> <p>○資産管理機関の信用リスクを管理しているか。また、資産管理体制の変更について、注意しているか。</p> <p>○自家運用において、運用ガイドラインを定めているか。また、運用状況及びリスク負担の状況について、定期的に確認し、問題がある場合、必要な対応を行ったか。</p>	
---	---	--

中期目標	中期計画	平成21事業年度計画	平成21事業年度業務実績
<p>3. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項</p> <p>(2) 運用手法 長期保有を前提としたインデックス運用等のパッシブ運用を中心とし、例外は確たる根拠がある場合に限るものとする。</p>	<p>3. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項</p> <p>(2) 運用手法 年金積立金は巨額であり、市場への影響に配慮する必要があること、長期的には市場は概ね効率的であると考えられること等から、各資産ともパッシブ運用を中心とする。また、アクティブ運用は、運用手法として広く認められていることを前提とし、運用受託機関の選定に際して運用の手法、実績及び体制等を精査し超過収益確保の可能性が高いと判断される場合等に限るものとする。</p>	<p>3. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項</p> <p>(2) 運用手法 各資産ともパッシブ運用を中心とする。 また、アクティブ運用は、運用手法として広く認められていることを前提とし、運用受託機関選定に際して運用の手法、実績及び体制等を精査し超過収益確保の可能性が高いと判断される場合等に限るものとする。</p> <p>(3) 運用受託機関及び資産管理機関の管理</p> <p>① 平成21年度中に運用受託機関等に対して、管理運用方針の改正点や重点事項等について周知を図る。</p>	

		<p>② 運用受託機関に対して月末の資金管理及び運用状況について月1回報告を求め、資産全体の資産構成割合を管理するとともに、定期的に各運用受託機関とミーティングを行い、適切な評価を行う。</p> <p>また、業務・システム最適化計画との連携を確保しつつ、平成20年度から実施している資産管理機関の集約化のための資産移管を完了する。</p> <p>③ 運用受託機関ごとに運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを示し、定期的にミーティングを行うとともに随時必要な資料の提出を求め、その遵守状況を管理する。</p> <p>また、運用と併せて資産管理を行う運用受託機関の信用リスクについては、随時管理するとともに、運用体制の変更等については、その都度報告を受け、必要に応じてミーティングを行い、問題点等の有無を確認する。</p> <p>④ 資産管理機関ごとに資産管理の目標、管理手法及び体制等に関する資産管理ガイドラインを示し、定期的にミーティングを行うとともに随時必要な資料の提出を求め、その遵守状況を管理する。</p> <p>また、信用リスクについては、随時管理するとともに、資産管理体制の変更等については、その都度報告を受け、必要に応じてミーティングを行い、問題点の有無を確認する。</p>	
--	--	---	--

	自己評定		【 評価項目 17 】	評定	
評価の視点等(現行)		評価の視点等(案)			
【数値目標】 ○なし		【数値目標】 ○なし			
【評価の視点】 ○運用手法は、各資産ともパッシブ運用が中心となっているか。 ○アクティブ運用の運用受託機関の選定に際しては、運用の実績並びに運用体制及び投資方針、銘柄選択の方法論等の運用手法を精査し、選定の可否の判断が適切に行われているか。[運用受託機関の管理については、1.(2)で評価]		【評価の視点】 ○運用手法は、各資産ともパッシブ運用が中心となっているか。 ○アクティブ運用の運用受託機関の選定に際しては、運用の実績並びに運用体制及び投資方針、銘柄選択の方法論等の運用手法を精査し、選定の可否の判断が適切に行われているか。[運用受託機関の管理については、1.(2)で評価]			

中期目標	中期計画	平成21事業年度計画	平成21事業年度業務実績
3. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項 (3) その他 <ul style="list-style-type: none"> 運用額の規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないように努めるとともに、市場の価格形成等への影響に配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努めること。 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わないこと。 企業経営等に与える影響を考慮しつつ、長期的な株主等の利益の最大化を目指す観点から、株主議決権の行使などの適切な対応を行うこと。 	3. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項 (3) その他 <ul style="list-style-type: none"> 運用額の規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないように努めるとともに、市場の価格形成等への影響に配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努める。 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。 企業経営に直接影響を与えるとの懸念を生じさせないよう株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねる。ただし、運用受託機関への委託に際し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求める。 	3. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項 (4) その他 <p>年金積立金の運用に当たっては、市場の価格形成等への影響に配慮して、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するとともに企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。</p> <p>また、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関から議決権行使に係るガイドラインの提出を求める。議決権行使状況については年2回報告を求め、必要に応じてミーティングを実施し、議決権行使の取組み状況について評価する。</p>	

	自己評定	【 評価項目 18 】	評定
評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)		
【数値目標】 ○なし	【数値目標】 ○なし		
【評価の視点】 ○過大なマーケットインパクトや市場の価格形成等への影響を回避するよう努めたか。 ○資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中が回避されているか。 ○株式運用において個別銘柄の選択を行っていないか。 ○運用受託機関に対し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求めているか。	【評価の視点】 ○過大なマーケットインパクトや市場の価格形成等への影響を回避するよう努めたか。 ○資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中が回避されているか。 ○株式運用において個別銘柄の選択を行っていないか。 ○運用受託機関に対し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求めているか。		

中期目標	中期計画	平成21事業年度計画	平成21事業年度業務実績
4. その他 (1) 財投債の引受け 平成19年度まで、厚生労働大臣から寄託された年金積立金の一部を財投債の引受けに充て、その管理及び運用を行うこと。	4. その他 (1) 財投債の管理及び運用 平成19年度まで、厚生労働大臣から寄託された年金積立金の一部を財投債の引受けに充て、償還時期の構成並びに満期保有とする財投債及び満期保有としない財投債の額及び種類に従い、管理及び運用を行う。ただし、満期保有とする財投債についても、年金積立金の適正な管理に資するため、時価による評価も併せて行い、開示することとする。 なお、満期保有とする財投債については、第8の1の(2)に定めるベンチマーク収益率に係る規定を適用しない。	4. その他 (1) 財投債の管理及び運用 自家運用において、引き受けた財投債(満期保有目的)の管理及び運用を行う。また、資産の評価にあたっては、償却原価法に併せ、時価による評価も行い、開示する。	

	自己評定		【 評価項目 19 】	評定	
評価の視点等(現行)		評価の視点等(案)			
【数値目標】 ○なし		【数値目標】 ○なし			
【評価の視点】 ○財投債の管理及び運用は、適切に行われているか。 ○満期保有とする財投債について、時価による評価も併せて行い、開示しているか。		【評価の視点】 ○財投債の管理及び運用は、適切に行われているか。 ○満期保有とする財投債について、時価による評価も併せて行い、開示しているか。			

中期目標	中期計画	平成 21 事業年度計画	平成 21 事業年度業務実績
4. その他 (2) 主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保 主たる事務所の神奈川県への移転により業務の円滑かつ効率的な実施に支障が生じることがないように、関係行政機関及び関係金融機関等との緊密な連携の確保に努めること。	4. その他 (2) 主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保 主たる事務所の移転に当たっては、関係行政機関及び運用受託機関等との連携を十分に図るための体制を整備し、業務に支障が生じないような措置を講じる。 (3) 施設及び設備に関する計画 なし (4) 職員の人事に関する計画 ①方針 ア. 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。 イ. 職員の努力及びその成果を適正に評価する人事評価制度を実施する。 ウ. 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。	4. その他 (2) 施設及び設備に関する計画 なし (3) 職員の人事に関する計画 ①方針 ア. 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。 イ. 職員の努力及びその成果を適正に評価する人事評価制度を実施する。 ウ. 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。	

	<p>エ. 職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。</p> <p>オ. 幅広い職務を経験させるため、他の関係機関との人事交流に取り組むことにより、業務運営能力の向上を図る。</p> <p>②人員に係る指標 期末の常勤職員数については、期初の常勤職員数の100%以内とする。</p> <p>(参考1) 期初の常勤職員数 81人 期末の常勤職員数 81人</p> <p>(参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み2,961百万円 ただし、上記の額は、退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除いた費用である。</p>	<p>エ. 職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。</p> <p>オ. 幅広い職務を経験させるため、他の関係機関との人事交流に取り組むことにより、業務運営能力の向上を図る。</p> <p>②人事に関する指標 平成21年度末の常勤職員数については、中期計画期初の100%以内とする。</p>	
--	--	--	--

	自己評価	【評価項目20】	評価	
評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)			
<p>【数値目標】 ○なし</p>	<p>【数値目標】 ○なし</p>			
<p>【評価の視点】 ○主たる事務所の移転に関し、関係行政機関及び運用受託機関等との連携を十分に図るための体制を整備し、業務に支障が生じないようにするための措置を講じたか。</p> <p>○「第1業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」において評価。</p> <p>○期末の常勤職員数について、期初の常勤職員数の100%以内となったか。</p>	<p>【評価の視点】 ○主たる事務所の移転に関し、関係行政機関及び運用受託機関等との連携を十分に図るための体制を整備し、業務に支障が生じないようにするための措置を講じたか。</p> <p>○「第1業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」において評価。</p> <p>○期末の常勤職員数について、期初の常勤職員数の100%以内となったか。</p>			

	<p>○国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成21年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。(別添1、⑤)</p> <p>○独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。(別添1、⑥)</p>	
--	---	--